

第7回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項（交付書面非記載事項）

新株予約権等の状況 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 連結株主資本等変動計算書 連結注記表 株主資本等変動計算書 個別注記表

（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

株式会社スタメン

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権		
発行決議日		2018年3月26日	2018年8月6日		
新株予約権の数		110個	30個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 110,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)	新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)		
権利行使期間		2020年3月27日から 2028年3月26日まで	2020年8月6日から 2028年8月5日まで		
行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	110個	新株予約権の数	30個
		目的となる株式数	110,000株	目的となる株式数	30,000株
		保有者数	3名	保有者数	2名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
目的となる株式数		一株	目的となる株式数	一株	
保有者数		一名	保有者数	一名	

		第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権		
発行決議日		2018年12月17日	2019年 4月15日		
新株予約権の数		30個	20個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)	新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)		
権利行使期間		2020年 8月 6 日から 2028年 8月 5 日まで	2021年 3月25日から 2029年 3月24日まで		
行使の条件		(注) 3	(注) 4		
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	30個	新株予約権の数	20個
		目的となる株式数	30,000株	目的となる株式数	20,000株
		保有者数	2名	保有者数	2名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株	目的となる株式数	－株
		保有者数	－名	保有者数	－名

		第 6 回新株予約権	第 8 回新株予約権
発行決議日		2019年8月13日	2021年8月13日
新株予約権の数		28個	400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 28,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)	新株予約権1個当たり 100,700円 (1株当たり 1,007円)
権利行使期間		2021年3月25日から 2029年3月24日まで	2024年9月14日から 2031年9月13日まで
行使の条件		(注) 5	(注) 6
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 28個	新株予約権の数 400個
		目的となる株式数 28,000株	目的となる株式数 40,000株
		保有者数 2名	保有者数 4名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 9 回新株予約権
発行決議日		2022年11月14日
新株予約権の数		1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 71,800円 (1株当たり 718円)
権利行使期間		2025年12月1日から 2032年11月13日まで
行使の条件		(注) 5
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 3名
		新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
		新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 第2回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3)以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

2. 第3回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3)以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

3. 第4回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3)以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 第5回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3)以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

5. 第6回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3)以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

6. 第8回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3)当社は次の場合、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

7. 第9回新株予約権の行使の条件

(1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

(2)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。

(3)当社は次の場合、新株予約権を無償で取得することができる。

①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。

②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。

③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。

④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。

⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

⑥会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

8. 2020年9月30日付で行った1株を1,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

		第9回新株予約権
発行決議日		2022年11月14日
新株予約権の数		1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 71,800円 (1株当たり 718円)
権利行使期間		2025年12月1日から 2032年11月13日まで
行使の条件		(注)
使用人等 への交付 状況	当社使用人	新株予約権の数 1,000個
		目的となる株式数 100,000株
		交付者数 3名
	子会社の役員及び 使用人	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 交付者数 -名

(注) 第9回新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 当社は次の場合、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ② 新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - ③ 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④ 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤ 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥ 会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦ 会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

- 1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク管理規程」や「コンプライアンス規程」等を定める。
- 2) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
- 2) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

c 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」や「コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- 2) 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- 3) 当社の内部監査部門は当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。

d 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- 2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

- 3) 当社は、経営会議を原則週1回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。

e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社における執行状況の定期報告や重要な決定事項に関する事前確認が適切になされるよう、管理を行う。
- 2) 当社は子会社に対して「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」の周知徹底を図り、当社グループ全体のリスク管理活動及びコンプライアンス活動に関する体制整備を行う。
- 3) 内部監査部門は、当社及び子会社の業務運営が法令、定款、社内規程等を遵守しているかを確認するため、定期的に監査を実施する。

f 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
- 2) 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- 3) 当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規程の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
- 4) 当社の監査等委員会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

g 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 必要に応じて、監査等委員の職務を補助すべき監査等委員スタッフとして、当社の内部監査室所属の使用人がこれを兼務する。
- 2) 監査等委員スタッフの任命、解任、人事異動については、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

h 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- 1) 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。

- 2) 当社は、前項により当社の監査等委員会に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

i その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社の監査等委員である取締役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
- 2) 当社の監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- 3) 当社の監査等委員会は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。

j 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

- 1) 当社は、当社の監査等委員の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

k 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- 1) 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。
- 2) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

l 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1) 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の当社における内部統制システムの主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

a 内部統制全般

内部監査部門及びコーポレート部門は、内部統制システムの基本方針の策定及び整備・運用状況の定期的なモニタリングを実施するとともに、抽出された課題について、取締役会及び監査等委員会に報告し、代表取締役を通して被監査部門への改善指示を行っています。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び監査を実施し、財務報告の信頼性の確保に取り組んでいます。

b コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス委員会を四半期に1回、第7期においては4回開催し、「コンプライアンス規程」の運用状況に関して、コーポレート部門より報告を行い、研修計画等について議論し、取締役会において報告いたしました。また、研修により、全役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上、内部通報制度の周知を図っています。

c リスク管理体制の強化

リスク管理委員会を四半期に1回、第7期においては4回開催し、リスク分類に応じたリスクの分析や課題等について議論し、取締役会において報告いたしました。また、情報セキュリティについては、全役職員向けの研修を行い、セキュリティに関する知識や意識の向上を図っています。

d 監査等委員の監査体制

監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧のほか、取締役、執行役員等に対し随時ヒアリングを実施し、経営の状況や課題、リスク・コンプライアンス事案等に関し意見交換を行っています。また、監査等委員は四半期に一度、三者連絡会にて会計監査人及び内部監査室との連携を図っています。

連結株主資本等変動計算書（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	608,000	548,000	△233,517	△35	922,446
会計方針の変更による 累積的影響額			△9,836		△9,836
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	608,000	548,000	△243,354	△35	912,610
当連結会計年度変動額					
新株の発行	2,400	2,400			4,800
親会社株主に帰属する当期純利益			99,394		99,394
新株予約権の発行					—
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）					—
当連結会計年度変動額合計	2,400	2,400	99,394	—	104,194
当連結会計年度末残高	610,400	550,400	△143,959	△35	1,016,804

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	3,895	926,342
会計方針の変更による 累積的影響額		△9,836
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	3,895	916,505
当連結会計年度変動額		
新株の発行		4,800
親会社株主に帰属する当期純利益		99,394
新株予約権の発行	10,739	10,739
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）		—
当連結会計年度変動額合計	10,739	114,934
当連結会計年度末残高	14,635	1,031,440

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・連結子会社の名称 株式会社STAGE

(2) 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度から株式会社STAGEを連結の範囲に含めております。これは、株式会社STAGEの重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業組合への出資については、直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券を加減する方法によっております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

ロ. 棚卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

ただし、建物及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物 1 年～10年
- 構築物 3 年～10年
- 工具器具備品 2 年～10年

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売可能期間（3年）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループにおける顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①月額利用料金

顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識する方法を採用しております。

②初期導入料金

初期設計の役務提供終了時に収益を認識する方法を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、初期費用に係る収益について、従来は基本サービス契約開始時に一括で収益を認識する方法によっておりましたが、初期設計の役務提供終了時に収益を認識する方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ21,342千円減少しており、利益剰余金の当期首残高は9,836千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	17,889千円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得、将来加算一時差異の解消スケジュールに基づき、回収可能性を判断した上で繰延税金資産の計上を行っております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響については、依然として不透明な状況が続いておりますが、当社の事業環境は概ね正常化しており、現時点においては重要な影響はないものと判断して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確実性が高く、同感染症拡大に伴う影響を含めた今後の経営環境の変化等によっては、翌連結会計年度において、将来の収益力に基づく課税所得の見積り及び繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額
31,060千円

- (2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。これら当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	760,000千円
借入実行残高	—
差引額	760,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 8,456,000株

- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 24株

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数に関する事項

普通株式 376,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金計画に基づき必要な資金は銀行借入及び新株の発行により調達しております。また、資産運用に関しては、短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用することを基本としており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は投資事業組合への出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。

未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。長期借入金には主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

営業債権については、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行っております。また、入金状況を各営業担当者に随時連絡しております。これにより各取引先の財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財政状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

b. 流動性リスク

適時に資金繰り計画を作成、更新する方法により流動性リスクを管理しています。

c. 市場リスク

変動金利による借入金については、定期的に金利の動向を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「契約負債」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	25,010千円	24,936千円	△73千円
負債計	25,010千円	24,936千円	△73千円

(注) 投資事業組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に従い、時価開示の対象としておりません。なお、当該出資の連結貸借対照表計上額は25,000千円であります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

なお、時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、最も低いレベルに分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	—	24,936千円	—	24,936千円
負債計	—	24,936千円	—	24,936千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 120円25銭

(2) 1株当たり当期純利益 11円78銭

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額
ストック収益	1,166,502千円
フロー収益	134,462千円
顧客との契約から生じる収益	1,300,965千円
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,300,965千円

(注) 1. スtock収益はエンゲージメントプラットフォーム事業「TUNAG」「FANTS」のシステム利用料（月額課金）、「FANTS」の直営コミュニティ収益等となっております。

2. フロー収益はエンゲージメントプラットフォーム事業「TUNAG」「FANTS」の初期費用、有料セミナー、サロンプロモーションサイト製作費等となっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	41,858千円	21,197千円
契約負債	264,445千円	270,411千円

(注) 1. 契約負債は、初期導入料金及び月額利用料金を支払い条件に基づき顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(1) 資本金の額の減少及び剰余金の処分

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、2023年3月24日開催の定時株主総会に、資本金の額の減少及び剰余金の処分の件について付議することについて決議いたしました。

① 資本金の額の減少並びに剰余金の処分を行う目的

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるため必要な内部留保を確保しつつ、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、今後の機動的な資本政策に備え、資本効率の向上を実現するとともに、安定的な配当等の株主還元策を実施できる状態にすることを目的としております。

剰余金の処分については、2022年12月期決算において生じております繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化を図ることを目的として行うものであります。

② 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

資本金610,400,000円を560,400,000円減少して、減少後の資本金の額を50,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

資本金の額を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

③ 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金131,340,050円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金131,340,050円

④ 資本金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

取締役会決議日	2023年2月14日
株主総会決議日	2023年3月24日（予定）
債権者異議申述最終期日	2023年5月2日（予定）
減資の効力発生日	2023年5月12日（予定）

株主資本等変動計算書（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	608,000	548,000	548,000	△232,302	△232,302	△35	923,662	3,895	927,557
会計方針の変更による累積的影響額				△9,836	△9,836		△9,836		△9,836
会計方針の変更を反映した当期首残高	608,000	548,000	548,000	△242,139	△242,139	△35	913,825	3,895	917,721
当期変動額									
新株の発行	2,400	2,400	2,400				4,800		4,800
当期純利益				110,799	110,799		110,799		110,799
新株予約権の発行								10,739	10,739
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	2,400	2,400	2,400	110,799	110,799	－	115,599	10,739	126,338
当期末残高	610,400	550,400	550,400	△131,340	△131,340	△35	1,029,424	14,635	1,044,060

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業組合への出資については、直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券を加減する方法によっております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	1年～10年
構築物	3年～10年
工具器具備品	2年～10年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 月額利用料金

顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識する方法を採用しております。

② 初期導入料金

初期設計の役務提供終了時に収益を認識する方法を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、初期費用に係る収益について、従来は基本サービス契約開始時に一括で収益を認識する方法によっておりましたが、初期設計の役務提供終了時に収益を認識する方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ21,342千円減少しており、利益剰余金の当期首残高は9,836千円減少しております。また、収益認識会計基準等を適用したため、従来、流動負債に表示していた「前受金」は当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	17,889千円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得、将来加算一時差異の解消スケジュールに基づき、回収可能性を判断した上で繰延税金資産の計上を行っております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響については、依然として不透明な状況が続いておりますが、当社の事業環境は概ね正常化しており、現時点においては重要な影響はないものと判断して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確実性が高く、同感染症拡大に伴う影響を含めた今後の経営環境の変化等によっては、翌事業年度において、将来の収益力に基づく課税所得の見積り及び繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(2) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	5,000千円
関係会社長期貸付金	20,000千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社長期貸付金は、連結子会社である株式会社STAGEに対するものであります。

当社は、関係会社株式については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、将来計画に基づき、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。関係会社長期貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

株式会社STAGEは、市場開拓や知名度向上のための成長投資コストが先行して発生している状況であり、当事業年度末において債務超過の状況にありますが、財政状態が回復する見込みであると認められるため、株式の減損処理及び貸付金に対する貸倒引当金の計上は行っておりません。株式会社STAGEの財政状態については、広告宣伝による紹介人材の獲得数や紹介人材の獲得から紹介先へ入社するまでの各ステップへの移行率などの増加により、2025年12月期までに回復するとの仮定を置いて見積っております。なお、この見積りで用いた仮定が、当初の想定よりも大きく下回ることなどにより見直しが必要になった場合、翌事業年度において、株式の減損処理等を計上する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,498千円
長期金銭債権	20,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高	136千円
-----------------	-------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	24株
------	-----

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,094千円
減価償却費	1,344
資産除去債務	7,482
繰越欠損金	49,985
その他	1,013
繰延税金資産小計	62,920
繰越欠損金に係る評価性引当額	△29,171
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,360
評価性引当額小計	△38,531
繰延税金資産合計	24,388
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	6,499
繰延税金負債合計	6,499
繰延税金資産の純額	17,889

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
連結子会社	株式会社 STAGE	人材紹介事業	所有 直接 100.0%	資金の貸付 利息の受取り	20,000千円 136千円	関係会社 長期貸付金 流動資産 「その他」	20,000千円 136千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 121円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円13銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 資本金の額の減少及び剰余金の処分

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、2023年3月24日開催の定時株主総会に、資本金の額の減少及び剰余金の処分の件について付議することについて決議いたしました。

① 資本金の額の減少並びに剰余金の処分を行う目的

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるため必要な内部留保を確保しつつ、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、今後の機動的な資本政策に備え、資本効率の向上を実現するとともに、安定的な配当等の株主還元策を実施できる状態にすることを目的としております。

剰余金の処分については、2022年12月期決算において生じております繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化を図ることを目的として行うものであります。

② 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

資本金610,400,000円を560,400,000円減少して、減少後の資本金の額を50,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

資本金の額を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

③ 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金131,340,050円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金131,340,050円

④ 資本金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

取締役会決議日	2023年2月14日
株主総会決議日	2023年3月24日（予定）
債権者異議申述最終期日	2023年5月2日（予定）
減資の効力発生日	2023年5月12日（予定）

(2) 会社分割及び分割準備会社の設立

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、現在当社が行っているFANTS事業を分社する方針を決定し、2023年1月5日に分割準備会社である株式会社スタジオムを設立いたしました。

- ① 本会社分割を決議する主な目的
当社FANTS事業の更なる事業展開に向けた意思決定の迅速化のため

② 会社分割の日程

分割準備会社設立日	2023年1月5日
吸収分割契約承認取締役会	2023年1月31日
吸収分割契約締結日	2023年1月31日
吸収分割効力発生日	2023年4月1日（予定）

なお、本会社分割は会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割に該当するため、当社の株主総会を開催することなく行う予定です。

- ③ 本会社分割の方式
本会社分割は、当社を分割会社とし、分割準備会社を承継会社とする吸収分割によります。

④ 本会社分割の当事会社の概要

	分割会社		承継会社
(1) 名 称	株式会社スタメン		株式会社スタジアム
(2) 所在地	愛知県名古屋市下広井町一丁目14-8		愛知県名古屋市下広井町一丁目14-8
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 大西 泰平		代表取締役 森山 裕平 (当社 取締役)
(4) 事業内容	エンゲージメント経営プラットフォーム 「TUNAG」の企画・開発・運営		コミュニティ運営プラットフォーム 「FANTS」の企画・開発・運営
(5) 資本金	610,400千円 (2022年12月31日時点)		50,000千円
(6) 設立年月日	2016年1月29日		2023年1月5日
(7) 発行済株式数	8,456,000株 (2022年12月31日時点)		5,000株
(8) 決算期	12月末		12月末
(9) 大株主及び持株比率	加藤 厚史 35.18 % (2022年12月31日時点)		株式会社スタメン 100.00%
(10) 当事会社間の関係等	資本関係	-	当社100%出資の子会社
	人的関係	-	当社取締役森山裕平及び小林一樹の2名 が代表取締役と取締役を兼務
	取引関係	-	現時点で該当事項はありません。
(11) 直前事業年度の 財政状態及び経営成績	2022年12月期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31 日)		該当事項はありません。
純資産	1,044,060千円		
総資産	1,544,528千円		
1株当たり純資産	121.74円		
売上高	1,289,214千円		
営業利益	142,887千円		
経常利益	143,666千円		
当期純利益	110,799千円		
1株当たり当期純利益	13.13円		